

公益財団法人香川県国際交流協会寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人香川県国際交流協会定款第(5)条第(4)項の規定に基づき、公益財団法人香川県国際交流協会(以下「協会」という。)が寄附者から金銭又はその他の財産(以下「寄附金」という)の給付を受ける場合の取扱いについて定め、もって財産の適正な管理等に資することを目的とする。

(寄附金の種類)

第2条 協会が受け入れる寄附金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般寄付金 寄附者が使途を特定せずに寄附した寄附金
- (2) 特定寄附金 寄附者があらかじめ使途を特定して寄附した次に掲げる2種類の寄附金
 - ア 基本財産寄附金 協会の基本財産とすることを指定して寄附された寄附金
 - イ 協賛寄附金 協会が実施する特定の事業を協賛するために寄附された寄附金
- (3) 賛助会費 協会の賛助会員としての会費

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の物品、固定資産等の財産権も含むものとする。

(寄附金の使途)

第3条 一般寄付金については、寄付金総額の50%以上を定款第4条の公益目的事業に使用するものとする。

2 特定寄附金については、全額を寄附者が特定した使途に使用するものとする。

3 賛助会費は、全額を定款第4条の公益目的事業に使用するものとする。

(受入基準)

第4条 協会は、寄附金が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、その寄附金を受け入れないものとする。

- (1) 寄附金の受入れにおいて、次の条件等が付されているとき。
 - ア 寄附者に寄附の対価として何らかの利益または便宜を供与すること。
 - イ 寄附者が寄附の経理について監査を行うこと。
 - ウ 寄附後に寄附者が寄附の全部又は一部を取り消すことができること。
 - エ 寄附された寄附金を寄附者に無償で譲渡又は使用させること。
 - オ その他理事長が協会の運営上支障があると認める条件。
- (2) 寄附金を受け入れることにより、協会の業務、財務又は名誉に負担又は支障が生じると認められるとき、その他寄附金が定款第3条に定める目的の達成に資するものでないと判断されるとき。

(受入手続き)

第5条 寄附金を協会に寄附しようとする者は、書面(電磁的方法によるものを含む)にて寄附金等の申込みを行う。

2 前項の書面には、次のような事項を記載する。

- ア 寄附者の氏名及び住所
- イ 寄附金の額、金銭の種類(現金・有価証券その他)
- ウ 寄附物品、固定資産の量・種類等
- エ 寄附金については、その使途を限定しない一般寄附金、又はその使途が特別に指定されている特定寄附金の区分を記載する。
- オ その他必要事項

3 協会は、前項により寄附金の申込みを受理したときは、第4条の基準に該当しないことを確認し、寄附金の受入れの決定を行う。

4 寄附金の受入れが決定したときは、寄附者に対しその旨通知するとともに、振込依頼書等寄附の受入れに必要な書類を送付する。

(受領書の送付)

第6条 寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を寄附者に送付するものとする。ただし、寄附者が受領書の受領を辞退した場合、あるいは寄附金額が3,000円を超えず寄附者からの要請がない場合は、受領書の送付を省略することができる。

2 前項の受領書には、この法人の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(情報公開)

第7条 協会が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号)第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第8条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規定に基づき、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

寄 附 申 込 書

年 月 日

公益財団法人香川県国際交流協会
理事長

様

寄附者 御住所（〒 ー ）

.....
(フリガナ)
御 芳 名 (法人等の場合は、代表者の役職・御芳名をご記入ください)

.....
御団体名 (個人様の場合は、ご記入は不要です)

.....
電話番号.....
御連絡先.....
(法人等の団体様で、担当者等の御芳名・電話番号をご記入ください)

公益財団法人香川県国際交流協会の寄附金受入基準等を確認しましたので、下記のとおり寄附します。

- 1 寄附金の額 (寄附の内容)
- 2 寄附目的 (次のいずれかにレ点をつけてください)

当協会の事業の用途を特定する。

事業名 _____

※特定する事業名をご記入ください。

当協会の事業の用途を特定しない。

- 3 氏名・法人名の公表 (次のいずれかにレ点をつけてください)

当協会のホームページ等への寄附者の氏名を記載することについて

承諾する 承諾しない

- 4 寄附金納付方法等

※振込の場合は、下記口座へお振込をお願いします。

(百十四銀行及び香川銀行からの振り込みを希望する方には、専用振込用紙を送付します)

振 込 先：百十四銀行 県庁支店 普通口座 口座番号 1077991

香川銀行 県庁支店 普通口座 口座番号 3513221.

口座名義：公益財団法人 香川県国際交流協会 (コウエキサ イタンホウジン カガワケンコクアイウリョウキョウカイ)